

令和4年度独立行政法人環境再生保全機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和4年度独立行政法人環境再生保全機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 調達の全体像について

- ・ 機構における令和3年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数(少額随意契約の基準金額以下の調達を除く。)は50件、契約金額は991百万円であり、うち競争性のない随意契約は15件、契約金額は78百万円であった。
- ・ 令和2年度と比較して、全体の件数が増加したのは、令和3年5月末に機構東京事務所が川崎本部へ移転したことに伴う原状回復工事や移転後のネットワーク設定等に係る調達が生じたこと等が主な要因である。また、金額が増加したのは、汚染負荷量賦課金徴収・審査システム(約224百万円、6年)、仮想基盤サーバーの更新及び運用保守(約134百万円、4年)、石綿健康被害救済認定・給付システム(約110百万円、4年)、研究情報管理システム(約81百万円、3年)等の機構における各種業務に係るシステムの複数年度契約を締結したこと等が主な要因である。
- ・ 令和2年度と比較して、競争性のない随意契約の件数が増加しているのは、共催費に係る契約の見直し(令和3年度:2件、約3百万円)を行ったこと等が主な要因である。なお、金額が減少しているのは、東京事務所の更新に伴う賃貸借契約(約121百万円)及び室内清掃業務(約5百万円)の複数年度契約(ともに4年)が令和2年度限りであったこと等が主な要因である。

表1 令和3年度の環境再生保全機構の調達全体像 (単位:件、百万円)

| | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 比較増△減 | |
|--------------|----------------|-----------------|----------------|-----------------|---------------|-----------------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 競争入札等 | (50.0%) 17 | (31.3%) 164 | (52.0%) 26 | (46.3%) 459 | [52.9%] 9 | [179.9%] 295 |
| 企画競争・公募 | (14.7%) 5 | (38.6%) 202 | 18.0(%) 9 | (45.8%) 454 | [80.0%] 4 | [124.8%] 252 |
| 競争性のある契約(小計) | (64.7%) 22 | (70.0%) 366 | (70.0%) 35 | (92.1%) 913 | [59.1%] 13 | [149.5%] 547 |
| 競争性のない随意契約 | (35.3%) 12 | (30.0%) 157 | (30.0%) 15 | (7.9%) 78 | [25.0%] 3 | [△50.3%] △79 |
| 合計 | (100.0%) 34 | (100.0%) 523 | (100.0%) 50 | (100.0%) 991 | [47.1%] 16 | [89.5%] 468 |

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 各年度の上段()書きは、各項目の合計に対する構成比、比較増△減欄の[]書きは増△減率である。

(注3) 少額随意契約の基準金額以下の調達を除く。

(注4) 令和3年度において、共催費の取扱いを見直している。

(2) 一者応札・応募の状況について

機構における令和3年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、競争性のある契約のうち、一者応札・応募は9件、契約金額は363百万円であった。

なお、令和2年度と比較して、件数が増加した主な要因は、汚染負荷量賦課金徴収・審査システムや石綿健康被害救済認定・給付システム等の参加意思確認型公募による調達(全5件)の結果、全て1者との契約に至ったこと等が主な要因である。

表2 令和3年度の環境再生保全機構の一者応札・応募状況 (単位:件、百万円)

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 比較増△減 |
|------|----|-------------|-------------|-------------|
| 2者以上 | 件数 | 18(81.8%) | 26(74.3%) | 8[44.4%] |
| | 金額 | 295(80.7%) | 550(60.2%) | 255[86.4%] |
| 1者 | 件数 | 4(18.2%) | 9(25.7%) | 5[125.0%] |
| | 金額 | 71(19.3%) | 363(39.8%) | 292[411.3%] |
| 合計 | 件数 | 22(100.0%) | 35(100.0%) | 13[59.1%] |
| | 金額 | 366(100.0%) | 913(100.0%) | 547[149.5%] |

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、企画競争及び公募)を行った計数である。

(注3) 各年度の()書きは、各項目の合計に対する構成比、比較増△減欄の[]書きは増△減率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記1.の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、一者応札・応募及び競争性のない随意契約の改善については、所期の効果を上げていることから、現状の実施体制の維持に努める。

一者応札・応募に関する取組

調達における競争性及び透明性を維持するため、令和4年度においては、引き続き①～③の取組を継続する。【実施割合】

- ① 公告から入札までの期間を内規では10日以上と定めているが、競争参加者の増加を図るため、10営業日以上を確保する。
- ② 契約手続審査委員会による事前の審査においては、特に競争性を確保するため、調達数量、業務範囲、スケジュール、必要な資格設定、業務の実績要件及び地域要件の妥当性について重点を置いた審査を実施する。
- ③ 調達情報に係るメールマガジンの活用等により、発注入札情報の更なる周知を図る。

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、機構内に設置された契約手続審査委員会(平成25年度設置、総括責任者は財務部担当理事)に事前に全件を報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。【契約手続審査委員会による審査件数】

(2) 不祥事の発生の未然防止等のための取組

契約及び調達に関する規程の制定・改正及び契約事務マニュアル等の追加・改訂を随時実施する。また、初任者から経験者まで、階層に応じた契約事務研修を行うとともに、契約事務を含むコンプライアンス遵守に関する研修を実施する。【実施結果】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を環境大臣に報告し、環境大臣の評価を受ける。環境大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、財務部担当理事を総括責任者とする契約手続審査委員会(平成25年度設置)により、引き続き調達等合理化に取り組むものとする。

| | |
|--------|-----------|
| 総括責任者 | 財務部担当理事 |
| 副総括責任者 | 理事(2名) |
| メンバー | 総務部長、財務部長 |

(2) 契約監視委員会の審査

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会(平成21年度設置)は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行う。また、『『独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて』における改善状況のフォローアップについて(平成24年9月7日総務省行政管理局長事務連絡)』に基づき、新規の競争性のない随意契約及び一者応札・応募案件などの点検・評価を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

(1) ワーク・ライフ・バランス等の推進

総合評価落札方式及び企画競争の調達においては、ワーク・ライフ・バランス等の推進のため、当機構の調達内容の品質の低下、事業の執行への支障等が生じない範囲で、当該推進企業であることを評価加点項目として設定する。

(注)ワーク・ライフ・バランス等推進企業等

- i) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律その他関係法令に基づく認定を受けた企業
- ii) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づく一般事業主行動計画を策定した企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)

(2) 調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

以上